附　則

第四条　法第三十八条第三項の厚生労働省令で定める数は、第四条の十三の規定にかかわらず、次の各号のいずれにも該当する者については、一人とする。

一・二　（略）

第五条　前条の規定は、令和五年三月三十一日までに同条各号のいずれにも該当することとなつた者について適用する。

第七条　前条の規定は、令和五年三月三十一日までに同条各号のいずれにも該当することとなつた者について適用する。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第三十六号。以下「改正法」という。）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和元年九月六日）から施行する。

（準備行為）

第二条　この省令による改正後の障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則第三十七条第一項に規定する障害者雇用推進者の選任及び第四十条第一項に規定する障害者職業生活相談員の選任は、この省令の施行前においても、同項の規定の例により行うことができる。

（法第七十九条第一項の厚生労働省令で定める資格に関する暫定措置）

第三条　改正法による改正後の障害者の雇用の促進等に関する法律第七十九条第一項の厚生労働省令で定める資格を有する職員は、令和三年三月三十一日までの間はこの省令による改正後の障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則第三十九条第一項に定める者のほか、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一　学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学（旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）による大学を含む。）又は高等専門学校（旧専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）による専門学校を含む。）を卒業した者（同法による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）で、その後二年以上、雇用管理その他の労務に関する事項（以下この条において「労務に関する事項」という。）についての実務に従事した経験を有するもの

二　学校教育法による高等学校（旧中等学校令（昭和十八年勅令第三十六号）による中等学校を含む。）又は中等教育学校を卒業した者（学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第百五十条に規定する者又はこれと同等以上の学力を有すると認められる者を含む。）で、その後三年以上、労務に関する事項についての実務に従事した経験を有するもの

三　前二号に掲げる者以外の者で、四年以上、労務に関する事項についての実務に従事した経験を有するもの

（厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令の一部改正）

第四条　厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令（平成十七年厚生労働省令第四十四号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	
別表第一（第三条及び第四条関係） 表一	
（略）	（略）
障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則（昭和五十一年労働省令第三十八号）	（略）
（削る）	（削る）
（削る）	（削る）
（略）	（略）
表二～表四　（略）	

改正前	
別表第一（第三条及び第四条関係） 表一	
（略）	（略）
障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則（昭和五十一年労働省令第三十八号）	（略）
第四十五条第一項の規定による書類の備付け	
第四十五条第二項の規定による書類の保存	
（略）	（略）
表二～表四　（略）	